名古屋サッカー協会4種委員会 加盟登録に関する規約

* 下記の協会とは名古屋サッカー協会を指す。

(1) 加盟チーム

名古屋地区を中心にサッカーを行い、活動地域の子供達の育成を主たる目的とし協会の趣旨や活動に理解と賛同をし、本規約に従って加盟、登録した団体である。

(2) 登録必要条件

- 協会の定める活動地域において サッカーを行い 子供の育成をしている団体であること。
- チーム内にD級コーチ以上の資格を有する指導者が必ずいること。
- チーム内に4級審判以上の資格者を2名以上有すること。
- 協会の定める規約に沿ったユニフォームを用意できること。
- 協会が行う競技や催事に際し、他の加盟チームと協力し友好的に活動ができること。

(3) 新規加盟登録

- ① 協会の制定する加盟登録条件を満たし 協会指定の登録申込書に記入し、提出する。
- ② 協会は、「加盟登録審査会」を開き、当該のチーム代表者のヒアリングを行う。
- ③「加盟登録審査会」は、事前審査の合否を加盟申請チームの代表者に連絡しなければならない。

(4) 継続加盟登録

協会の制定する加盟登録条件を永続して満たしている団体である。

(5) 罰則の規定

- ① 名古屋地区の規律を乱す行為や虚偽報告などの不正行為が行われた場合または その事象が発覚した時点をもって、協会は「規律委員会」を招集することができる。
- ②「規律委員会」は、不正が行われたとされるチームの審査を行うことができる。
- ③ 罰則を決定した場合、当該チームの代表者にその旨を連絡し、協会に加盟する各チームに対してもその結果を報告する義務がある。

※ 規律委員会

- ・委員長 名古屋サッカー協会4種委員長
- ・委員 総務委員、競技委員、技術委員、トレセン委員、キッズ委員、審判委員、アドバイザー